

○『建設工事請負契約書』新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">建設工事請負契約書</p> <p>略</p> <p>上記の工事について、橋本市を発注者とし、を受注者として、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。 この契約の証として、この証書2通を作成し、受注者及び発注者がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。<u>ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、発注者及び受注者が電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。</u></p> <p>略</p>	<p style="text-align: center;">建設工事請負契約書</p> <p>略</p> <p>上記の工事について、橋本市を発注者とし、を受注者として、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。 この契約の証として、この証書2通を作成し、受注者及び発注者がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。</p> <p>略</p>
<p>(前払金の使用等) 第37条</p> <p>受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から<u>令和7年3月31日</u>までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、<u>令和7年3月31日</u>までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p>	<p>(前払金の使用等) 第37条</p> <p>受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から<u>令和6年3月31日</u>までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、<u>令和6年3月31日</u>までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p>

○『建設工事請負契約書』新旧対照表

新	旧
<p>(情報通信の技術を利用する方法)</p> <p><u>第59条</u></p> <p><u>この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、次に掲げるものには適用しない。</u></p> <p><u>(1) 第9条第4項の規定による監督員の指示又は承諾</u></p> <p><u>(2) 第10条第1項の規定による現場代理人等通知(変更通知含む。)</u></p> <p><u>(3) 第32条第4項の規定に基づく引渡書</u></p> <p><u>(4) 第39条第1項の規定に基づく指定部分引渡書</u></p> <p><u>(5) この契約に基づく工事打合簿</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が書面により行わなければならないことを指示した書類</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(補則)</p> <p><u>第60条</u></p> <p>この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。</p>	<p>(補則)</p> <p><u>第59条</u></p> <p>この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。</p>